

平成27年7月1日
川俣町訓令第16号

川俣町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、同法に定めるもののほか、川俣町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 総合教育会議の招集は、町長が、開催する日時、場所等をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

2 町長は、緊急に総合教育会議を開催する必要がある場合で、かつ、教育委員会委員を招集するいとまがないと認めるときは、教育長のみを招集し、総合教育会議を開催することができる。

(進行)

第3条 町長は、総合教育会議の議事を進行し、会務を総理する。

(決定)

第4条 議題のうち決定を要する事項については、町長と教育委員会の合意により行うものとする。

(傍聴)

第5条 総合教育会議の傍聴人については、川俣町教育委員会傍聴人規則（昭和31年川俣町教育委員会規則第2号）の例による。

(非公開)

第6条 法第1条の4第6項ただし書の公益上必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 川俣町情報公開条例（平成14年川俣町条例第2号）第7条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し協議及び調整を行うとき。
- (2) 施策及び制度の立案において、意思決定の前に情報を公開することが不適当なとき。
- (3) その他公正かつ円滑な協議及び調整に著しい支障が生ずると認めるとき。

(議事録)

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 出席者の氏名
- (2) 議題
- (3) 出席者の発言の概要
- (4) その他必要と認める事項

2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の事務局は、総務課が担うものとする。ただし、会議の開催及び大綱の作成等に関する事務を教育委員会に委任することができる。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。